

# 後進地域開発特例法適用団体農業水路等長寿命化・防災減災事業 交付金関係開発指定事業補助率差額金交付要綱

制定 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4017 号  
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2944 号

農林水産事務次官

第 1 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和 36 年法律第 112 号。以下「特例法」という。)第 2 条第 1 項に規定する適用団体(以下「適用団体」という。)が行う同法第 2 条第 2 項第 12 号の開発指定事業のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金に関するもの(以下「農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金関係開発指定事業」という。)について同法第 3 条の規定により国が負担する通常の負担割合(以下「通常負担割合」という。)を超えてその経費を負担することとなる場合におけるその超える部分の額(以下「補助率差額金」という。)の交付に関しては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 258 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

第 2 第 1 の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金関係開発指定事業は、別表に掲げる事業とする。

第 3 適正化法第 5 条の規定に基づき、補助率差額金の交付を申請しようとする適用団体は、当該団体の区域を管轄する地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣。以下同じ。)が定める期日までに申請書(別記様式)を当該団体の区域を管轄する地方農政局長に提出しなければならない。

第 4 地方農政局長は、適正化法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により補助率差額金の交付を決定する場合、適用団体に通知する。

第 5 地方農政局長は、適正化法第 15 条の規定により額を確定する場合、適用団体に通知する。

## 附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以降に実施した農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金関係開発指定事業について、この要綱により措置するものとする。

## 附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化 対策	長寿命化 対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	水利施設整備
2 防災減災 対策	自然災害 等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備	ため池整備 湛水防除 地盤沈下対策 農業用排水施設整備 土砂崩壊防止 水質保全対策



(第2表)

〇〇年補助率差額金算定明細書

県

区 分	国庫負担率 引上げ前後 の区分	事業費 確定額	国	県	市町村	その他	摘 要
			補助金 負担率	県 費 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	
〇〇対策 〇〇事業 〇〇地区	引上げ前(A)						補助金の通知年月日 及び番号
	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
〇〇地区	引上げ前(A)						
	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
〇〇地区	引上げ前(A)						
	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
以下同上							
計	引上げ前(A)						
	引上げ後(B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	

- (注) 1 区分の欄は、別表に掲げる交付対象事業ごとに記載すること。
- 2 「引上げ前(A)」の項には、この要綱に基づく措置をする以前における通常の各欄の該当金額又は率を記載すること。
- 3 「国」の「負担率」の欄の( )には、2により記載した通常の率に特例法第3条第1項に定める数(以下「引上率」という。)を乗じて得た率を記載し、その以外の欄の( )にはこれに基づき所用の調整をした該当金額又は率を記載すること。
- 4 「引上げ後(B)」の項には、3により記載した「県」の「負担率」の欄の適用事業(事業の一部が対象事業とされている事業についてはその事業)における( )の数値(以下「改訂県負担率」という。)が10%以上あるときは3により記載した各欄の該当金額または率を記載し、改訂県負担率が10%未満であるときは「県」の「負担率」の欄を10%とし、これに基づいて所要の調整をして各欄の該当金額又は率を記載すること。